



平成29年2月27日  
奈良市子ども政策課

平素は奈良市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

平城幼稚園で1月20日開催させていただいた説明会の概要をまとめましたので、お配りさせていただきます。今後も定期的に説明会を開催し、新たな決定事項等があれば、皆様に適宜お知らせしていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 1 主な当日の説明内容について



### (1) 平城幼稚園舎の改修内容について

- こども園開園に向け、保育室やトイレの環境改善を行います。
- こども園移行に伴い、3歳児保育を実施することや、給食を開始することから、園庭北東部に保育室及び給食室を増築する予定です。
- 園庭南西部及び隣接する市有地を活用し、こども園送迎用駐車場を20台分程度整備する予定です。

### (2) 平城幼稚園舎の改修工事期間について

- 工期を既存園舎の改修を行うⅠ期工事と、増築園舎の建設を行うⅡ期工事に分ける予定です。
- Ⅰ期工事を夏休み～10月中旬の間に行います。（在園児は9月以降リニューアルした園舎で生活を送る予定です。）
- Ⅱ期工事は11月以降より実施する予定です。

### (3) (仮称) 平城こども園の通園ルールについて

- 市立幼稚園でこれまで大切にしてきた徒歩通園の文化と、通園・通学児童の安全確保のため、園舎前の道路に朝7:30～9:00の間で通行制限があることを提案し、車通園者については限定して許可させていただく予定です。
- 現在の素案では、主に2号認定利用の方及び園舎より1.5kmの範囲外の距離にお住まいの方を対象に車通園を許可することとしています。
- 通園ルールについては、今後園職員・子ども未来部職員とともに、小学校や地域とも相談しながら、検討し、決定次第お知らせさせていただきます。

## 2 当日いただいた主なご質問と市の考え方について



Q1 こども園の定員はどのように設定するのですか。

A1 定員については、既に3～5歳児対象の市立こども園に移行している都跡こども園や青和こども園を参考に、地域の実情や周辺施設の状況を勘案したうえで、決定します。職員については、3歳児は20名につき1名、4～5歳児は30名につき1名という国の定めた基準のもと、配置することになります。

Q2 園舎の工事中における園児の安全確保はしっかり行ってほしいです。

A2 工事中は、仮囲い（フェンス）によって工事エリアと保育エリアを分けたり、必要に応じて警備員を配置することにより、園児の安全確保を行う予定です。詳細な園児の動線や警備員配置箇所等につきましては、今後工事担当課及び園職員と検討し、決定次第保護者の皆様にもお知らせさせていただきます。

Q3 園舎より半径1.5kmの範囲内に住んでいますが、実際の通園に使用する道のりという2km以上の距離があります。そういった場合にも車通園を許可していただけないでしょうか。

A3 車通園について現在お示しているものは現段階での素案であり、今後、園職員・子ども未来部職員とともに小学校・地域にも相談しながら検討させていただきますが、小学校児童およびこども園園児の安全確保を考慮に入れたうえで慎重に決定し、お知らせさせていただきます。

Q4 園舎前の道路について、朝の7:30～9:00の間で通行制限がされていますが、知らずに通行する車が見受けられます。通行制限を表す看板が小さいことも原因のひとつと考えられますが、対応いただけないでしょうか。

A4 園舎前の道路につきましては、ご指摘いただいたとおり通行制限を設け、園児と児童の安全確保が図られています。そういったご要望があることも受け止め、今後通行制限についての注意喚起について、関係課・関係機関とともに対応を検討していきます。

Q5 園とお隣のお宅の間にジャバラゲートがありますが、容易に開け閉めができ、開けっ放しになる場合もあるため、不審者の侵入等が心配です。

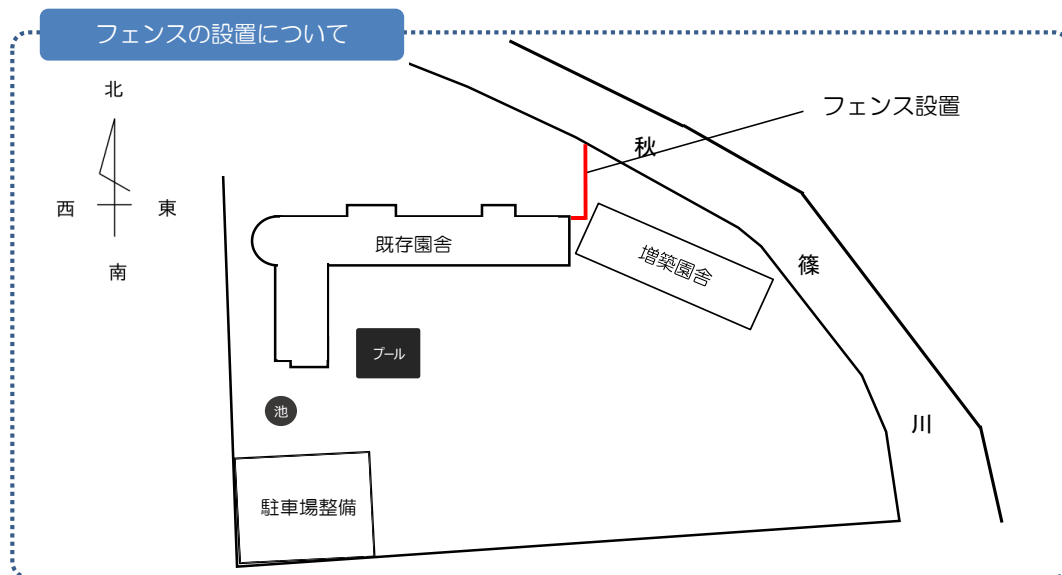
A5 下図の位置にフェンスを設置することにより、職員の目の届きにくい園舎北側からの不審者侵入を防止する予定です。

Q6 こども園移行にあたり、制服は変わるのでしょうか。おさがりの制服をきょうだいに使わせている場合もあるので、そういったことも考慮してほしいです。

A6 制服については、市として一律の基準はなく、現在も各園ごとに決定しています。ご指摘の事項は、他園のこども園移行にあたっても多くご意見をいただくところではありますが、これまでの再編においても保護者のご意見を伺いながら、経済的な負担の少ない方法で決定させていただいており、（仮称）平城こども園においても同様に配慮させていただきます。

Q7 利用者負担額（保育料）の多子軽減について教えてください。

A7 利用者負担額（保育料）の多子軽減につきましては、1号認定や2・3号認定の利用の状況や、世帯・所得の状況により、適用の方法が変わります。詳しくは市のホームページを確認いただくか、保育所・幼稚園課にお問合せいただきますようお願いいたします。  
【利用者負担額（保育料）に関する市のホームページ】  
⇒<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1147930172152/index.html>



#### 市立幼保施設の再編に関する問い合わせ先

[ 担当課 ] 奈良市 子ども政策課 （市役所中央棟3階）  
（担当） 柏木 ・ 中村  
[ TEL ] 0742-34-4792 [ FAX ] 0742-34-4798  
[ MAIL ] [kodomoseisaku@city.nara.lg.jp](mailto:kodomoseisaku@city.nara.lg.jp)

[ 市立幼保施設の再編に関する市のホームページ ]

<http://www.city.nara.lg.jp/www/genre/000000000000/1366066836305/index.html>

